

岩手県告示第778号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成30年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
30-31	雑誌	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊11月9日号	株式会社日本ジャーナル出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
30-32	〃	芸能X-FILE 堕ちた芸能人暗黒ファイル	株式会社ブレインハウス	
30-33	〃	まんが怖い日本 「もう限界」閉塞から暴発へ	株式会社コアマガジン	
30-34	〃	ラジオライフ 11月号	株式会社三オブックス	
30-35	書籍	怪しい現場 潜入したらこうなった	株式会社鉄人社	